

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

さと
いつきの里

にっちゅういちじしえんじぎょう
日中一時支援事業

さとにつちゆういちじしえんじぎょうじゅうようじこうせつめいしよ
【いつきの里日中一時支援事業重要事項説明書】

いつきの里日中一時支援事業の提供にあたり、当事業所が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所経営法人の概要

名 称	福角会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	愛媛県松山市福角 町甲 1 8 2 9 番地
電話番号	0 8 9 - 9 7 8 - 1 1 6 6
代表者氏名	理事長 芳野 道子

2. 事業所の概要

名 称	いつきの里
事業所所在地	愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
施設種別	障害者支援施設
指定年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 日
利用定員	4 名
管理者氏名	管理者 安高 泰志
建 物	<p>①入所棟 I (もえぎ寮・やまぶき寮・管理棟等) 構造 (鉄筋コンクリート造一部二階建て) 面積 (1, 5 8 6. 1 1 m²)</p> <p>②作業棟 構造 (鉄骨造二階建て) 面積 (3 7 2. 2 9 m²)</p> <p>③生活介護棟・入所棟 II (あかね寮) 構造 (鉄骨造二階建て) 面積 (1, 0 4 0. 2 2 m²)</p>
電話番号	0 8 9 - 9 7 8 - 1 1 6 6
FAX・メール	FAX : 0 8 9 - 9 7 8 - 1 4 1 1 メール : itsuki@poem.ocn.ne.jp
事業所番号	日中一時支援事業 : 3860100022 (松山市)
併設事業	生活介護事業 障害者支援施設 短期入所事業 療育等支援施設事業
営業日	3 6 5 日 (お盆、年末年始及び、その他の事情に応じて休業日あり)
営業時間	8 時 ~ 2 0 時
目 的	利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	利用者の日中における活動の場を確保並びに利用者を日常的に介護する家族の一時的な休息を目的とする。

第三者 評価 の 実施状況	実施の有無 : 無し
------------------	------------

3. 事業所の設備等の概要

① 建物の設備

室名／寮別	もえぎ寮 (男性)	やまぶき寮 (女性)	あかね寮 (男性)
個室	10室 (1室 : 13.8) 2室 (1室 : 12.0)	14室 (1室 : 13.8) 2室 (1室 : 12.0)	11室 (1室 : 13.12) 1室 (1室 : 13.25)
居室冷暖房	有	有	有
居室テレビ	有	有	有
浴室・脱衣所	1室 (1室 : 20.0)	2室 (各室 : 16.5 8.0)	1室 (1室 : 19.0) 洗面所・洗濯室含む
トイレ	2室 (各室 : 14.0 12.0)	2室 (各室 : 12.0 8.0)	3室 (各室 : 5.41 4.66 4.44)
洗面所	1室 (各室 : 4.3)	1室 (1室 : 7.5)	脱衣室・洗面所内に 有 他1ヶ所 (1.2)
洗濯室	1室 (1室 : 12.0)	1室 (1室 : 10.5)	脱衣室・洗面所内に 有
湯沸コーナー	1室 (1室 : 3.33)	1室 (1室 : 3.33)	キッチン1室 (1室 : 7.76)
娯楽室	1室 (1室 : 34.0)	1室 (1室 : 36.0)	フリースペース (1室 : 95.25)
短期入所室	無し	1室 (1室 : 12.0)	無し
夜勤室	1室 (1室 : 12.0)	1室 (1室 : 12.0)	スタッフルーム (1室 : 24.7)
倉庫	2室 (10.8 3.7)	2室 (12.0 4.0)	4室 (7.85 8.86 15.48 3.81)

② 短期入所 / 日中一時スペース

短期入所室	4室 (1室 : 10.0)	1階トイレ	1室 (1室 : 11.25)	2階トイレ	1室 (1室 : 3.68)
1階ホール	1室 (1室 : 29.77)	2階ホール	1室 (1室 : 59.03)	観察室	1室 (1室 : 6.0)
個別支援室	1室 (1室 : 6.44)	2階倉庫	1室 (1室 : 3.18)		

③ 管理棟

医務室	1室 (1室 : 24.0)	施設長室	1室 (1室 : 18.0)	男性トイレ	1室 (1室 : 4.5)
更衣室	2室 (1室 : 5.6)	印刷室	1室 (1室 : 6.0)	女性トイレ	1室 (1室 : 2.9)
湯沸室	1室 (1室 : 4.0)	相談室	1室 (1室 : 14.0)	浴室	1室 (1室 : 4.13)
支援員室	1室 (1室 : 56.0)	事務所	1室 (1室 : 35.0)	倉庫	1室 (1室 : 11.2)
支援員室 (2階)	1室 (1室 : 63.9)				

④ 食堂部分

食堂	1室 (1室 : 96.0)	休養室	1室 (1室 : 7.8)	食品庫	1室 (1室 : 8.55)
厨房	1室 (1室 : 52.15)	トイレ	1室 (1室 : 1.5)		

⑤ 作業棟 (1)

軽作業室	1室(1室:61.32)	休憩室	2室(1室:12.3)	トイレ・洗面所(2階)	1室(1室4.72)
更衣室	2室(1室:7.24)		(1室:12.5)		
製菓室	2室(1室:53.09) (1室:47.28)	浴室・脱衣所	1室(1室:5.61)	トイレ(1階)	2室(1室:5.38) (1室:5.57)
台所	1室(1室:9.67)	倉庫	1室(1室:8.4)		

⑥ 作業棟 (2)

作業室	1室(1室:37.5)	個別支援室	1室(1室:12.5)	
-----	-------------	-------	-------------	--

⑦ 生活介護棟 (2階)

スタッフルーム	1室(1室:13.63)	シャワールーム	1室(1室:2.82)	多目的トイレ	1室(1室:5.3)
エレベーター	1室(1室:8.48)	会議室	1室(1室:77.0)	男性トイレ	1室(1室:14.39)
食堂	1室(1室:93.97)	配膳室	1室(1室:32.34)	女性トイレ	1室(1室:10.43)
作業室	2室(1室:58.83) (1室:60.24)	フリースペース オープンスペース	1室(1室:84.64)	更衣室	2室(1室:7.78)

4. 従業員の配置

職 種	員 数
管理者	1人
サービス管理責任者	2人以上 (うち1人以上は常勤)
生活支援員	16人以上(うち1人以上は常勤)
看護職員	1人以上
栄養士	1人以上
事務員	1人以上
医師	1人以上
調理員	1人以上

5. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
管理者	8:30~17:30			
サービス管理責任者 生活支援員 看護職員	通常	8:30~17:30	遅出1	12:00~21:00
	早出	6:30~15:30	遅出2	10:30~19:30
	夜勤1	16:00~翌10:00	遅出3	11:00~20:00
栄養士 調理員	通常	8:30~17:30	遅出	11:00~20:00
	早出	6:00~15:00		
事務員	9:00~13:00			
医師	9:00~13:00 (第3火曜日)			

6. 一日の流れ

時間帯	内容	時間帯	内容
6:30	起床	12:00	昼食・昼休み
7:15	朝食	13:00	日中活動支援
10:00	日中活動支援	18:00	夕食

7. サービスの内容

(地域生活支援事業給付費の対象となるサービス)

① 日常生活の支援

I 排泄、脱着衣、整容等日常生活に関すること

- ・利用者の障害程度や心身の状況等を考慮し、自立に向けた支援を行います。

② 医療及び健康管理

- ・緊急時等、嘱託医師・協力医療機関等による診療・治療を行います。
- ・常時は看護師により、疾病予防・健康管理に努めます。
- ・服薬に関する管理・支援を行います。

③ 社会的活動の支援

I 日中活動支援

- ・彩班、絆班、陽班、奏班・余暇活動

II 施設内行事への参加

- ・ご希望があれば可能な限りにおいて、施設内で実施している行事等に参加することもできます。その際、費用がかかる場合には、別途実費相当分をご負担頂きます。

④ 相談支援

- ・家庭内での支援の方法、福祉サービスの紹介等を行い、利用サービスの立案や情報提供を行います。

(地域生活支援事業給付費の対象外のサービス)

① 食事(朝食・昼食・夕食代金：詳細は別途記載)

- ・栄養、利用者の心身の状況、希望や嗜好等を考慮した食事を提供します。

② 施設内行事に参加した際の実費相当分。

③ サービス提供記録等の複写に際しての実費相当分。

8. 利用料金及び支払い方法

① 基本的なサービス利用料金

地域生活支援事業給付費によるサービスを提供した際は、事業者が地域生活支援事業給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、市町が定めるサービス利用料金のうち利用者負担分(1割を上限)を事業者にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。地域生活支援事業受給者証をご確認ください。

利用時間	単価区分	基準額	代理受領額	利用者負担額
日中一時支援 4時間以下 (1/4)	区分1	2,060	1,854	206
	区分2	1,610	1,449	161
	区分3	1,340	1,206	134
日中一時支援 4時間超8時間以下 (2/4)	区分1	4,130	3,717	413
	区分2	3,230	2,907	323
	区分3	2,670	2,403	267
日中一時支援 8時間超12時間以下 (3/4)	区分1	6,190	5,571	619
	区分2	4,850	4,365	485
	区分3	4,010	3,609	401
日中一時支援給食加算(低所得者)		420	378	42

※上記の一覧表は松山市の基準額です。

※市町独自のサービスのため、市町より単価が異なります。受給者証発行市町の単価区分を参照して下さい。

②地域生活支援事業給付費対象外料金

サービスの種類	費用	備考
食事代金	朝食代金	¥ 410 食事提供加算対象の方は¥325
	昼食代金	¥ 660 食事提供加算対象の方は¥360
	夕食代金	¥ 570 食事提供加算対象の方は¥475
	昼食(弁当注文時)	¥ 370
	施設内で調理する食事サービス以外の代金	実費 要相談
	交通費等	実費 要相談
	サービス提供記録等の複写費用	¥ 10 1枚あたり
	1部	¥ 100
行事等参加料金	実費	
複写代金	実費	
各証明書の発行	実費	各種保険加入者は保険 概要範囲を超えた場合
おやつ代	実費	
創作活動費	実費	
故意破損弁償代		

③キャンセルに伴う費用(食事代金)の発生

当事業所厨房で食事を用意する際

食事キャンセル料(原材料費相当額)	朝食 325円	昼食 360円	夕食 475円
-------------------	---------	---------	---------

※食事をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日』を含まない3日前の17:00までにお申し出下さい。『土曜日・日曜日・祝祭日』を含まない3日前の17:00までにお申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

例・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日になります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

【弁当注文の際】

連絡時期	利用日9：00まで	当日9：00以降について
費用負担	キャンセル料無し	キャンセル料¥360

※弁当注文の際は、当日の朝9：00まではキャンセル料が発生しません。弁当注文については、平日及び、一部土曜日が該当します。詳しくは各月ごとにお送りしております、献立表をご確認ください。

④ 支払い方法

前記《サービス利用料金》① ② ③の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌々月10日払いです。

- ・ご指定の口座からの自動引き落としをお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。
- ・領収書を希望される場合は発行いたしますのでお申し出下さい。

9. 利用に際しての留意事項

面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員に、夜間については宿直者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
外出	いつでもできます。支援員又は事務所等にご連絡下さい。
食事	弁当注文と当事業所での用意のどちらか金額の少ない方法でご用意します。弁当注文ができない際は、当事業所での提供になりますので、ご了承ください。また自宅から弁当等を持参して頂くことも可能です。
飲酒	希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動	利用者の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等はいりません。
貴重品管理	利用者の責任において管理していただきますが、自己管理できない場合は、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。その他はご相談下さい。

10. 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を受けることになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

・ 協力医療機関			
医療機関名	科名	所在地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
川谷整形外科	整形外科	松山市常竹甲379-1	089-994-7800
岡本外科整形外科	外科・整形外科	松山市高木町255-1	089-978-2282
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町甲538番地10	089-978-7677
光洋台デンタルクリニック	歯科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
さなだ眼科	眼科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
よしおか眼科	眼科	松山市内宮町5129	089-978-3888
うめおか神経クリニック	てんかん外来	松山市二番町3丁目8-21	089-913-0133
はしもと脳神経外科	脳神経外科	松山市馬木町2230-1	089-989-5959
山中内科・消化器内科クリニック	内科・消化器内科	松山市内宮町558-1	089-978-7611
・ 受診医療機関			
医療機関名	科名	所在地	電話番号
愛媛県立中央病院		松山市春日町83番地	089-947-1111
松山赤十字病院		松山市文京町1番地	089-924-1111
十亀皮膚科	皮膚科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
岡本耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市山越2-1-30	089-926-3349
城北耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市木屋町3丁目11-4	089-924-6670
別所眼科	眼科	松山市山越5-14-14	089-923-6789
愛媛県口腔保健センター	歯科	松山市柳井町2丁目6-2	089-932-5047
河田外科・脳神経外科	外科・脳神経外科	松山市ろっ軒家町3の19	089-924-1590
衣山クリニック	泌尿器科	松山市衣山2丁目2-25	089-922-6336
奥島病院	婦人科・内科・泌尿器科	松山市道後町2丁目2番1号	089-925-2500
原循環器科内科クリニック	循環器科・内科	松山市祝谷2丁目12-32	089-917-7755
いちかわ内視鏡内科クリニック	内科・消化器科	松山市枝松5丁目6-10	089-915-7677
* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。			

11. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	角藤 洋平
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	ガス漏れ報知器・自動通報装置・スプリンクラー設備

12. 苦情の受付について

(1) 苦情等申立先

●事業所内の受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
解決責任者	施設長	やすたかやすし	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 y-yasutaka@hukuzumikai.com
受付担当者	支援課長補佐	かわくぼてつや		089-978-1166 t-kawakubo@hukuzumikai.com
第三者委員	福角会監事	こばやしやすいち	松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	福角会評議員 選任・解任委員	やぎたかのり	松山市堀江町甲1378番地5	089-979-0405
※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。				
●行政等の受付機関				
機関名	住所		電話番号	
愛媛県	保健福祉部 障がい福祉課		松山市一番町4-4-2 089-912-2420	
松山市	保健福祉部 障がい福祉課		松山市二番町4-7-2 089-948-6719	
愛媛県社会福祉協議会	運営適正化委員会		松山市持田町3-8-15 089-998-3477	

13. 緊急時等の対応（事故対応含む）について

- サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を行い、管理者に報告します。
- 協力医療機関等へ連絡等が困難な場合は、他の医療機関への連絡を行う等の必要な処置を行います。
- サービス提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- サービス提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとします。

14. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79条）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の設置

担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	支援課長	ふくとみともき	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 t-fukutomi@hukuzumikai.com

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止に関する委員会は人権委員会等をこれにあてる。

【行政関係の虐待受付窓口】

愛媛県障がい者権利擁護センター (福祉総合支援センター)	所在地 松山市本町7-2 電話番号 089-911-2177
松山市保健福祉部障がい福祉課 (松山市障がい者虐待防止センター)	所在地 松山市二番町4-7-2 電話番号 089-948-6849

15. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、他害自傷等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得たときのみ、次に揚げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

17. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	安高 泰志	松山市福角町甲1829	089-978-1166

- (1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他にもりません。
- (2) 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。
- (4) 利用者の円滑な退所のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。

ねん がつ 日

日中一時支援の利用にあたり、契約に際し利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 (所在地) 愛媛県松山市福角町甲1829番地
(名称) いつきの里

(説明者) 所属

氏名 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する日中一時支援の重要な事項について、事業所から説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(立会人) 住所

氏名 印

本人との関係 ()